

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年9月2日(2005.9.2)

【公開番号】特開2003-255332(P2003-255332A)

【公開日】平成15年9月10日(2003.9.10)

【出願番号】特願2002-55874(P2002-55874)

【国際特許分類第7版】

G 02 F 1/1335

G 02 B 5/02

G 02 B 5/08

G 02 B 5/20

G 02 F 1/1343

【F I】

G 02 F 1/1335 5 2 0

G 02 F 1/1335 5 0 5

G 02 B 5/02 C

G 02 B 5/08 A

G 02 B 5/08 C

G 02 B 5/20 1 0 1

G 02 F 1/1343

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月28日(2005.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

絶縁表面上に形成された反射性導電膜からなる複数の島状のパターンと、

前記複数の島状のパターン上に形成されたカラーフィルターと、

前記カラーフィルター上に形成された透明性導電膜と、を有することを特徴とする液晶表示装置。

【請求項2】

基板上に形成された薄膜トランジスタと、

前記薄膜トランジスタ上に絶縁膜を介して形成された反射性導電膜からなる配線および複数の島状のパターンと、

前記複数の島状のパターン上に形成されたカラーフィルターと、

前記カラーフィルター上に形成された透明性導電膜と、を有し、

前記配線は、前記薄膜トランジスタおよび前記透明性導電膜を電気的に接続することを特徴とする液晶表示装置。

【請求項3】

請求項1または請求項2において、

前記複数の島状のパターンが占める面積の割合は、前記透明性導電膜が占める面積の50～90%であることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項4】

請求項1乃至請求項3のいずれか一において、

前記透明性導電膜は画素電極であることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項 5】

絶縁表面上に形成された反射性導電膜からなる配線および複数の島状のパターンと、前記複数の島状のパターン上に形成されたカラーフィルターと、前記カラーフィルター上に形成された第1の透明性導電膜とを有する第1の基板と、第2の透明性導電膜を有する第2の基板と、液晶とを有し、前記第1の透明性導電膜および前記配線は、電気的に接続され、前記第1の基板の前記第1の透明性導電膜と、前記第2の基板の前記第2の透明性導電膜と、が互いに向き合って配置され、前記第1の基板と、前記第2の基板と、の間に前記液晶が挟まれていることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項 6】

基板上に形成された薄膜トランジスタと、前記薄膜トランジスタ上に絶縁膜を介して形成された反射性導電膜からなる配線および複数の島状のパターンと、前記複数の島状のパターン上に形成されたカラーフィルターと、前記カラーフィルター上に形成された第1の透明性導電膜とを有する第1の基板と、第2の透明性導電膜を有する第2の基板と、液晶とを有し、前記配線は、前記薄膜トランジスタと、前記第1の透明性導電膜とを電気的に接続し、前記第1の基板の前記第1の透明性導電膜と、前記第2の基板の前記第2の透明性導電膜と、が互いに向き合って配置され、前記第1の基板と、前記第2の基板と、の間に前記液晶が挟まれていることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項 7】

請求項5または請求項6において、前記複数の島状のパターンが占める面積の割合は、前記第1の透明性導電膜が占める面積の50～90%であることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項 8】

請求項5乃至請求項7のいずれか一において、

前記第1の透明性導電膜は画素電極であることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項 9】

請求項1乃至請求項8のいずれか一において、

前記複数の島状のパターンは、各パターン端部のテーパー角が5～60°であることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項 10】

請求項1乃至請求項9のいずれか一において、

前記複数の島状のパターンは不規則に配置されていることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項 11】

請求項1乃至請求項10のいずれか一において、

前記液晶表示装置は、デジタルスチルカメラ、ノート型パソコンコンピュータ、モバイルコンピュータ、記録媒体を備えた携帯型の画像再生装置、ビデオカメラ、携帯電話から選ばれた一種であることを特徴とする液晶表示装置。